

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年5月29日

福島県会津若松建設事務所長 馬場 靖

工事（委託業務）番号	第26-41341-0004号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（維補）工事（SS補修）
質 問 事 項	
<p>1 本工事費内訳表の建設副産物処理料、無筋コンクリート殻、中間処理【手入力あり】との記載がありますが、【手入力あり】の意味をご教示ください。</p> <p>2 施工第0-0002号表、0004号表、0005号表の高所作業車運転も、諸雑費の労務費対象に含まれるのでしょうか、ご教示ください。</p> <p>3 ひび割れ補修工（塗布型工法）の高所作業有・無の区分について ひび割れ補修工（塗布型工法）の高所作業車使用の有無の区分方法についてご教示願います。</p> <p>4 沓座補修工（無収縮モルタル工）の仮設について 沓座補修工（無収縮モルタル工）施工時に足場等の仮設工が必要となる場合は、施工条件の変更に該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>5 目地補修工の高所作業車運転日数について 目地補修工の高所作業車運転日数算出根拠についてご教示願います。</p> <p>6 材料入手に関する工期の確保について 昨今の中東情勢の影響により、本工事で使用する補修材料等の入手が困難になることも想定されます。この場合、入手に要した期間分の工期を延長することは可能でしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 入札誤作業防止の取組の一環として表示しています。</p> <p>2 諸雑費の労務費対象に含まれません。</p> <p>3 高所作業車使用の有無の区分について、直高2.0m以上については、高所作業車有とし、それ以外については、高所作業車無としています。</p> <p>4 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。</p> <p>5 高所作業車有の数量と日当り作業量から算出しています。</p> <p>6 福島県工事請負契約約款第22条に基づき協議の対象とします。</p>	